

平成 29 年 3 月 農業委員会定例会議事録

日時	平成 29 年 3 月 24 日（金）午後 1 時 30 分～
場所	さぬき市役所 3 階 301・302 会議室 議事録署名委員の指名について
日程第 1	諸報告
日程第 2	農地法第 3 条に基づく申請審議について（会長提出議案第 1 号～第 6 号）
日程第 3	非農地証明願について（会長提出議案第 7 号～第 11 号）
日程第 4	農地法第 4 条に基づく申請審議について（会長提出議案第 12 号～第 15 号）
日程第 5	農地法第 5 条に基づく申請審議について（会長提出議案第 16 号～第 23 号）
日程第 6	農用地利用集積計画の審議について（会長提出議案第 24 号）
日程第 7	農業経営改善計画の審査について（会長提出議案第 25 号）
日程第 8	その他
出席委員	1 塚原信雄 2 佐藤恭一 4 新田秀雄 5 半田祐規 6 小川義洋 7 芳竹和政 8 石川智治 9 山根義夫 10 小松啓一 11 山津敬治 12 蓮井セツ子 13 行梅義照 14 楠 豊 15 菊川仁美 16 真部徳夫 17 砂川喜久男 19 野崎正博 21 大山博美 22 山田茂樹 23 田中好秋 24 蓮池秋男 25 鈴木登美雄 26 田中健次郎 27 廣瀬良一 28 有馬 守 29 大塚ノブ子 30 植松文士 31 真部 茂 32 村瀬 昭 34 十川隆行 35 寒川 巧（運営委員長） 36 岩崎治樹（会長職務代理者） 37 松原俊幸（会長）
欠席委員	3 松岡 勝（第 2 小委員長） 18 小林憲一 20 近藤 勉 33 笠井修一
事務局	藤井浩局長 山下智資課長補佐 佐藤仁美副主幹
傍聴者	無
※参考	平成 29 年 3 月 14 日（火）さぬき市農業委員会小委員会 平成 29 年 3 月 3 日（金）さぬき市農業委員会運営委員会 平成 29 年 3 月 14 日（火）さぬき市農業委員会運営委員会 平成 29 年 3 月 27 日（月）さぬき市農業委員会運営委員会

議長（会長）

それでは、議案第3号を除く議案第1号から第6号を原案の通り認めることと致します。

続きまして、日程第3非農地証明願について。会長提出議案第7号から第11号を議題とし、一括上程致します。それでは、事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の3ページ目をご覧頂きたいと思えます。今回の非農地証明の案件は5件ございまして、面積にして4,653㎡の10筆ございまして。それでは、個別案件についてご説明させていただきます。

会長提出議案第7号。地区番号●、受付年月日が平成29年3月1日、申請人は●●●●●●●●の●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●●●●●●●●番●●●●でございます。5筆合計で2,801㎡でございます。申請理由は、平成9年頃から20年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したものでございます。お手元の資料を用意しております資料1ページ目からご覧いただきたいと思えますが場所の方でございます。さぬき市●●●●●、●●●●●●から西へ約380m、●●●●●●●●●●から南方向の山腹に位置し、所有者は高齢化し耕作道もなく管理難となり当該地は20年以上耕作放棄され借り手不在となり、隣接山林とともに、雑木・竹林等が覆い茂り自然潰廃し農地としては復旧困難となったものです。現況の写真が2ページ目をご覧いただきたいと思えますが、農地の復旧が困難ということが目視できるかと思えます。

続きまして、会長提出議案第8号でございますが、地区番号●、受付年月日が平成29年3月1日、申請人は●●●●●●●●の●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目畑、現況地目山林、地積は316㎡、申請理由と致しまして、昭和50年頃から40年以上耕作不能な状態が継続しまして、山林化したものでございます。お手元の資料の3ページ目から4ページ目をご覧いただきたいと思えますが、3ページ目の左側に場所をお付けしておりますが、さぬき市●●●●●、●●●●●●●●●●から西へ約280m、●●●●●●●●●●の南側山腹に位置したところでございます。申請地は進入路も手狭となり管理難となり当該地は20年以上耕作放棄され、借り手不在、隣接山林とともに、雑木・竹林が覆い茂り自然潰廃し、農地として復旧困難となったものでございます。お手元の資料の4ページ目の写真上、下にお付けしておりますけれども、上側では家屋の後方であり、下の段では、ブルーシートのフェンス越しの竹林一帯が今回の申請地でございます。

続きまして、会長提出議案第9号でございます。地区番号●、受付年月日が平成29年3月1日、申請人は●●●●●●●●の●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目畑、現況地目山林、地積は164㎡、申請理由と致しましては、平成8年頃から20年以上耕作不能な状態が継続しまして、山林化したものでございます。お手元の資料の5ページ目、6ページ目をご覧いただきと思えます。5ページ目の左側に位置図をお付けしておりますけれども、さぬき市●●●●●、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●から南東へ約1.2km、●●●●●の西側に位置し、申請地は農地としての機能が失われた借り手不在、隣接山林とともに自然潰廃しているものでございます。お手

元の資料6ページ目に4点写真をお付けしておりますけれども、ご覧のとおり
進入路部分と竹林の法面部分が申請地でありまして、農地としての機能が全く
ないということでございます。

続きまして、会長提出議案第10号でございます。地区番号●●●●●、受付年月日が
平成29年3月1日、申請人は●●●●●、●●●●●様でございます。申請地は
●●●●●番●●●●●、台帳地目畑、現況山林で、地積1,264㎡ご
ざいます。申請理由と致しましては昭和60年頃から30年以上耕作不能な状
態が継続し、山林化したものでございます。お手元の資料の7ページ目から8
ページ目をご覧いただきと思います。場所の方でございますが、さぬき市●●
●●●●●南側、●●●●●隣接地に位置したと
ころでございます。所有者は高齢化し管理難となり当該地は30年以上耕作放
棄され、借り手不在、隣接山林とともに、雑木・竹林が覆い茂り自然潰廃し農
地としては復旧困難となったものでございます。なお、利用状況調査におい
ても森林・原野化していると判断いただいている案件でございます。お手元の資
料の8ページ目をご覧いただいたら、今回の申請地が確認できるかと思いま
すが、それぞれ黒のマジックで囲んでいるところが今回の申請地ということご
ざいます。

続きまして、会長提出議案第11号でございます、地区番号●●●●●、受付年月日が
平成29年3月1日、申請人は●●●●●、●●●●●様でございます。申請地
は●●●●●番●●●●●、台帳地目畑、現況雑種地で、地積108㎡ご
ざいます。申請理由といたしましては農機具や飼料等の農業用保管収納置場とし
て活用されているものでございます。

お手元の資料の9ページ目、10ページ目をご覧頂きたいと思えます。場所の
ほうでございますが、先ほどの第10号案件から西へ約250mに入った所
で、●●●●●に隣接し●●●●●の北側にはいった所でございます。写真にあり
ますように農機具・運搬車両及び飼料置場として利用されているところが今回
の申請地でございます。

以上で今回の非農地証明願案件については5件でございます。ご審議の方よろ
しくお願い致します。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。本議案につきましては先日小委員会で現地確認
等を行っておりますので、副委員長の報告をお願い致します。

田中健次郎委員

非農地証明につきましては、皆さんご存知のとおり、現地確認を行っておりま
す。今回は5件でございます。第7号ですが筆数が多いのですが、まわりは全て
山林で写真のとおり竹林となっております。小委員会としては止むを得ない
となりました。第8号も周りが山林・竹林となっております。同じように止むを得
ないとなりました。第9号につきましては、進入路が無く、左が山林、横が川
で止むを得ない、第10号は隣が畑でございますが、現状は山林で、ここも竹
林となっております。止むを得ないと、第11号でございますが事務局から説明が
ありましたとおりトラクター置場、駐車場ということでもあります。ご審議よろ

しくお願い致します。

議長（会長） 副委員長の報告が終わりました。議案第7号から第11号につきまして質疑等がございましたら発言を認めます。

全委員 「なし。」との声あり。

議長（会長） それでは議案第7号から第11号につきましてお諮りします。議案第7号から第11号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第7号から第11号を原案の通り認めることと致します。続きまして、日程第4農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第12号から第15号を議題とし一括上程致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 今回の案件につきましては4件ありまして、面積に致しまして2,111㎡の4筆ございます。それでは、個別案件についてご説明をさせていただきます。会長提出議案第12号、地区番号●、受付年月日平成29年3月1日、申請人は●●●●●●●●の●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳畑、現況宅地、地積305㎡ございます。転用目的は●●●●●でございまして建築面積が195.96㎡、工事着完年月日が昭和56年4月1日から同年11月30日で、農地区分は第3種農地と判断し無断転用の是正で併せ利用地がございます。お手元の資料の11ページ目から13ページ目をご覧頂きたいと思っております。場所のほうでございますが、さぬき市●●●●●、●●●●●●●●から西へ約170m、●●●●●●●●から南方向に位置し、周辺地は農地と住宅が点在しています。申請地の隣接は田、宅地及び市道に隣接しております。お手元の資料の12ページ目をご覧いただきたいと思っておりますが、こちらに土地利用計画図及び横断面図に記載されていますように、昭和56年頃当時の家人が生活の利便性向上のために、母屋東側を敷地造成し物置・車庫平屋1棟112.93㎡を建築したものを今回、改めて是正を行うものです。当時家人の無断転用の解消、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。続きまして、会長提出議案第13号でございます。地区番号●、受付年月日平成29年3月1日、申請人は●●●●●●●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●●番●、台帳畑、現況宅地、地積210㎡ございます。転用目的は●●●●●で建築面積が360.90㎡で、工事着完年月日が昭和47年4月1日から同年10月30日、農地区分は第2種農地と判断し、無断転用の是正で併せ利用地があります。お手元の資料14ページから15ページをご覧いただきたいと思っております。場所の方でございますが、さぬき市●●●●●、●●●●●

●●から南西へ約900m、●●●●●●●●の南側に位置し、周辺地は溜池、農地と住宅が点在しております。申請地の隣接は、宅地、公衆用道路及び市道に接しています。土地利用計画図に記載されていますように、昭和47年頃当時の家人が農作業の効率を上げるために、母屋南側を敷地造成し進入路及び農作業場を確保したものを今回、改めて是正を行うものです。当時家人の無断転用の解消、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

続きまして、会長提出議案第14号でございます。地区番号●、受付年月日平成29年3月1日、申請人は●●●●●●様でございます。申請地は●●●●●●番●、台帳、現況共に田、地積96㎡でございます。転用目的は●●●●●●で建築面積が78㎡でございます。工事着完年月日が平成29年5月1日から同年7月31日を予定しており、農地区分は第2種農地と判断し併せ利用地があります。お手元の資料16ページから17ページをご覧いただきたいと思っております。場所の方でございますが、さぬき市●●●●、●●●●から南へ約1km、●●●●●●●●西側に隣接しており、周辺地は住宅と農地が点在しております。申請地の隣接は、県道、宅地、田及び水路に接しております。土地利用計画図及び断面図に記載されていますように、●●●●●●●●に伴う●●●●●●でございます、申請者居宅隣接地でもあることから●●●●●●として転用申請に及んだものでございます。

続きまして、会長提出議案第15号でございます。地区番号●、受付年月日平成29年3月1日、申請人は●●●●●●●●様でございます。申請地は●●●●●●番●、台帳、現況共に畑、地積1,500㎡でございます。転用目的は●●●●●●●●●●●●●●●●で、工事着完年月日が平成29年2月20日から同年12月31日、農地区分は第2種農地と判断し無断転用の是正で併せ利用地があります。こちらは一時転用で6,265㎡の内、1,500㎡でございます。お手元の資料18ページから19ページをご覧いただきたいと思っております。場所の方でございますが、さぬき市●●●●、●●●●●●から西へ約2.2kmに位置し、●●●●●●●●●●の南側に隣接しており、周辺地は住宅と農地及び山林が点在しています。申請地の隣接は、県道、山林、畑及び農道に接しています。土地利用計画図に記載されていますように、●の育成を促すために土壤改良を行い平面積1,500㎡程度の●●●●●●●●●●●●●●●●を目的に転用申請に及んだものです。

以上で、4条申請4件でございます。ご審議の方よろしくお願い致します。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましても先日小委員会で現地確認等を行っておりますので、副委員長の報告を求めます。

田中健次郎委員

農地法第4条について報告致します。第12号議案については●●●●●●、それと無断転用ということですが、無断転用是正という意味あいと思っております。それと第13号、●●、●●●●●●ということと同じような案件でございますので、第14号につきましては、●●●●●●に伴う●●●●●●、細長い土地となって

おります。今回は止むを得ないとなりました。第15号ですが、これも無断転用で●●●●●●1, 500㎡畑と大きいですが、現在は一部●を植栽しており、現状復旧ということで、止むを得ないということでした。現状では小委員会としても止むを得ないとなりましたので、ご審議の方お願い致します。

議長（会長） 副委員長の報告が終わりました。議案第12号から第15号につきまして、質疑等がありましたら発言を認めます。

新田秀雄委員 今、報告がありました畑1, 500㎡。一時転用の6, 265㎡。山林化。●●●●●●については、許可届。許可取っているのか。1, 000㎡以上だが。必要では。

事務局 ご指摘の●●●●●●関連の法令かと思いますが、現在、●●●の方につきましては、形質変更も含めまして、手続き等の確認を行っているところです。

新田秀雄委員 どんな形質変更。

事務局 土地の形質変更と言いますと、土地の形状±50cm以上、3, 000㎡、届出あるいは確認という手続きとなります。現在、平行して確認しているところがございます。

新田秀雄委員 着工前にやらないかん。

事務局 無断転用でございましたので。

新田秀雄委員 県の誰が指導する。

事務局 環境管理、みどり保全などが。

新田秀雄委員 逆だろうが。

事務局 是正を行っておりますので、そちらの許可等がとれたら、こちらの転用許可がいただける、保留案件となります。

新田秀雄委員 無断転用、どこのこと。

事務局 申請前、平成29年2月20日に着工しているということ。

新田秀雄委員 そういうあり方正しいのか、土木の方許可でないのでは。うまくいくか。山林化、1, 000㎡以上。そんな生易しくない。

議長（会長）	山林とは違う。農地、畑ですから。
新田秀雄委員	全体が何ぼある。6, 265㎡。
事務局	内、1, 500㎡です。
新田秀雄委員	図面がわからん。
事務局	お手元の資料19ページご覧ください。
新田秀雄委員	周りはどんなん。
事務局	周りはそのままでございます。18ページ公図上広いですが、現地を見て頂いたらわかるのですが、全体が山になっており、有効農地はほんの一握りで1, 500㎡から2, 000㎡が平坦なところで、残りが山で、法部分になっております。
新田秀雄委員	副委員長、現場見たか。
田中健次郎委員	見えています。6, 265㎡の畑の中に1, 500㎡が平坦で●●●を取っているということで、事務局からも説明がありましたとおり、法面が山林化している状況でありました。
議長（会長）	他にございませんか。 それでは、議案第12号から第15号につきまして、お諮りします。議案第12号から第15号につきまして、異議ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第12号から第15号について原案の通り認めることとし、香川県に進達致します。 続きまして、日程第5。農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第16号から第23号を議題とし、一括上程致します。事務局の説明を求めます。
事務局	今回の農地法第5条案件につきまして、議案書の5ページ目から6ページに渡ってのご審議でございます。今回の第5条案件につきまして第18号案件が取下げとなっております。つきましては、今回の第5条案件は第18号を除く7件でございます。面積に致しまして12, 039㎡でございます。18筆ございます。それでは、個別案件につきましてご説明させていただきます。

は、これも●●●●●●●●で●●●●●●●●でございます。●●●●●●●●でもあり近隣の同意もとれているということでございますので、止むを得ないかなということ。21号でございますが、これも●●●●●●●●で●●●●●●●●でございます。耕作放棄の解消にもつながり、隣接の同意もとれており、止むを得ないということでございます。22号につきましては、●●●●●●●●ということで、無断転用ですが、●●●●●●●●の設定ということでございまして、止むを得ないかなと。23号でございますが、これも●●●●●●●●でございまして、●●●●●●●●、●●●●●●●●、●●●●●●●●として●●●●●●●●の乾燥など委員会としては、止むを得ないと了承されていますので、ご審議の方よろしくお願い致します。

議長（会長） 副委員長の報告が終わりました。議案第18号を除く議案第16号から第23号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

小川義洋委員 ●●●●●●●●が多く出ているが、農地を作る人が減ってきていると。こういう申請があった場合、全て止むを得ないのかなあということで受け入れているのですかね。●●●●●●●●するところは、ほとんど放棄している農地であると、そこへ●●●●●●●●を設置するのは、有効利用するのは仕方ないことで、今後も上がってくる場合は、仕方ないということでいくのですか。

新田秀雄委員 止める訳にはいかん。

議長（会長） 広い面積は、これが最後になるのでは。

小川義洋委員 個々ではこの方向で。

議長（会長） はい。

小川義洋委員 それと、23号ですが、下に畑がありますが、下の方は納得しているのか、わかりませんか。

事務局 ご指摘の件ですが、資料の34ページの公図のところですが、隣接農地の畑がありますが、申請書類をみますと、隣接農地の同意関係者の同意も整っておりますので、ご理解いただいているものと考えております。

議長（会長） 他にございませんか。

議長（会長） それでは議案第18号を除く議案第16号から第23号につきましてお諮りします。議案第18号を除く議案第16号から第23号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長）	それでは、原案の通り認めることとし、香川県に進達致します。 続きまして、日程第6。農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第24号を上程致します。なお、今月の議案の整理番号5番が芳竹委員さん、十川委員さんの関係議案になりますので、除席対象となりますので後で別審議と致します。では事務局からの説明を求めます。
事務局	説明に入ります前に、権利の出し手農家のところで、氏名の上に自治会名が入っていない方がいらっしゃいますが、システムの関係で出ていませんので、ご了承くださいたいと思います。それでは会長が言われましたように、芳竹委員十川委員の議案を除く今回は42件でございます。個人が29件、法人が2件、中間管理機構が11件となっております。42件の内新規が23件、再設定が19件で、内賃貸借権が16件、使用貸借権が26件でございます。尚、賃貸借権の内訳としまして、現金が11件で1,500円から7,000円、物納が5件となっております。尚、期間は10年8件、8年11ヶ月1件、6年9件、5年12件、4年が1件、3年10件、9ヶ月1件となっております。
議長（会長）	説明が終わりました。質疑に入ります。なお、本件につきましては案件が多いので一括して質疑に入りたいと思いますので、質疑ある場合は整理番号指定の上ご発言願います。
議長（会長）	ございませんか。 それでは、議案24号について整理番号5号以外のものについて、原案以外のものについて原案の通り認めることとして宜しいでしょうか。
全委員	「はい。」との声あり。
議長（会長）	では、原案の通り認めることと致します。続きまして、芳竹委員さん、十川委員さんの関係議案になりますので、整理番号5番の審議に入ります。除籍対象となりますので、よろしくお願い致します。 (芳竹委員、十川委員・・・退席)
議長（会長）	では、事務局より説明を求めます。
事務局	はい。芳竹委員、十川委員さんの●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●の更新が1件となっております。●●●●●●●●、以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「なし。」との声あり。

議長（会長）	なければ原案の通り認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「はい。」との声あり。
議長（会長）	では原案の通り承諾致します。 退席されている芳竹委員さん、十川委員さんの再入場を認めます。 (芳竹委員、十川委員・・・再入場、着席)
議長（会長）	それでは、ただ今農用地利用集積計画が認められましたので、追加議案として農用地利用配分計画を上程したいと思います。如何でしょうか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	暫時休憩いたしますので、よろしくお願い致します。
議長（会長）	再開致します。 それでは、会長提出追加議案第1号。農用地利用配分計画の承認について、を追加議案致します。事務局より説明を求めます。
事務局	はい。それでは、今月の農用地利用配分計画31議案についてご説明申し上げます。買付先は個人が22人、法人が9法人で、全て区域内となっています。設定する権利等については賃借権が23件、利用賃借権が8件で、期間は10年が12件、9年が2件、6年が15件、3年が2件となっております。利用内容については水稻、麦が中心となっております。 以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。これにつきまして、質疑等ありませんでしょうか。
全委員	「なし。」との声あり。
議長（会長）	なければ原案の通り認めることとして宜しいでしょうか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	では原案の通り承認致します。 続きまして、日程第7。農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第25号を議題と致します。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書の12ページでございます。農業経営改善計画の認定についてで、ございます。

だいています。午後4時半に閉会しております。続きまして、第10回の運営委員会も審議いただいております。3月14日午後3時から運営委員全員参加いただいて開いております。応募状況の報告をいただき、農業委員は17名応募しており、それから、最適化推進委員は29名応募いただいているとの報告を受けています。さらに、農業委員会の新しい農業委員会内規について、いろいろと検討しております。引き続き検討していかなければならないと。できるだけ新しい農業委員さんに分かり易く実績報告等、報告していただき、手当等の事もありますので。午後3時50分に閉会しております。以上、2回の運営委員会を開いておりますので、ご報告いたします。

議長（会長） はい。有難うございました。続いて事務局、何かありますか。

事務局 お手元の資料の方ですが、来年度の29年度4月以降の平成30年3月までの受付各申請書の締切日及び定例会、また、小委員会開催日を列記したものをお配りしておりますので、ご出席をお願いします。また、補足ですが、運営委員会の方も来週月曜日に午後開催、ご出席よろしくをお願いします。

議長（会長） 続きまして、人事異動で事務局の職員の異動がありましたので、追加議案として職員の任命について上程します。

事務局 それでは、追加議案第2号、職員の任免についてご説明させていただきます。昨日の人事異動に伴い異動の発表をさせていただきます。笠谷慎司が平成29年3月31日 さぬき市農業委員会職員の併任を解き、下水道課へ。その後任として、都市計画課から北野茂雄が平成29年4月1日 さぬき市農業委員会に併せて任命する。ということになりました。

農業委員会事務局 笠谷・・・挨拶
都市計画課 北野・・・挨拶

議長（会長） 以上をもちまして、平成29年3月農業委員会定例会を閉会致します。慎重なるご審議有難うございました。

(14時50分閉会)

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

- ・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・32名 反対委員・・・・・・0名

- ・非農地証明願について
賛成委員・・・・・・32名 反対委員・・・・・・0名

- ・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・32名 反対委員・・・・・・0名

- ・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・32名 反対委員・・・・・・0名

- ・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・32名 反対委員・・・・・・0名

- ・農用地利用配分計画の審議について
賛成委員・・・・・・32名 反対委員・・・・・・0名

- ・農業経営改善計画の審査について
賛成委員・・・・・・32名 反対委員・・・・・・0名

- ・職員の任免について
賛成委員・・・・・・32名 反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 3 4 番

署名委員 3 5 番

